

市からの 連絡帳



税

軽自動車税納税通知書

平成20年度の軽自動車税納税通知書は、5月1日(木)に発送する予定です。  
軽自動車税は、4月1日現在の所有者に対して課税されます。4月2日以降に廃車や譲渡された場合でも旧所有者に課税されます。その場合の月割りによる払戻しはありません。  
市民税課 ④(☎460-9826)

保険・年金

納付免除(猶予)された保険料の追納

過去に「保険料免除」、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に含まれます。ただし、「保険料免除」は保険料を納付した場合と比べて老齢基礎年金の年金額が減額されます。

また、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」は、老齢基礎年金額の計算に反映されません。

このことから、免除などの承認を受けていた期間については、10年以内であれば、保険料をさかのぼって納める(追納)ことができます。

なお、平成17年度以前の期間について追納する場合は、経過期間によって政令で定めた一定の率を乗じた額が保険料に加算されますので、追納を希望される方は、できるだけ早く追納することをお勧めします。

☎武蔵野社会保険事務所  
(☎0422-56-1411)  
健康年金課 ④(☎460-9825)

国民健康保険加入者向け温泉センター割引利用券配布

リフレッシュにご利用ください。  
☎国民健康保険に加入している方  
利用期間 4月1日～平成21年3月31日まで。年末年始の休館日については、直接施設にご確認を。

檜原温泉センター「数馬の湯」  
(☎042-598-6789)

営業時間 午前10時～午後7時  
(土・日曜日、祝日と8月は午後10時まで) 受付は2時間前まで。月曜定休日(祝日の場合は翌日)

割引料金(終日) 大人800円 400円、子供400円 200円  
別途入湯税(12歳以上1人につき50円)が必要です。

奥多摩温泉「もえぎの湯」  
(☎0428-82-7770)

営業時間 午前9時30分～午後9時30分(12月～2月は午後7時まで) 受付は1時間前まで。月曜定休日(祝日の場合は翌日)

割引料金(2時間) 大人700円 400円、子供400円 200円

\*別途入湯税(12歳以上1人につき50円)が必要です。

秋川渓谷「瀬音の湯」  
(☎042-595-2614)

営業時間 午前10時～午後10時 受付は午後9時まで。不定休(直接施設にご確認ください)

割引料金(3時間) 大人800円 600円、子供400円 200円

割引利用券の配布 健康年金課(田無庁舎2階)・市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)・出張所で配布します。

☎東京都国民健康保険団体連合会

(☎03-6238-0150)  
健康年金課 ④(☎460-9821)



退職時は国民年金の手続きをお忘れなく

20歳以上60歳未満の方で、会社などを退職した後、自営業者や学生などになる方は、国民年金第2号被保険者(厚生年金・共済組合加入者)から国民年金第1号被保険者に変わります。

この場合、お住まいの区市町村役場の国民年金担当窓口で、資格取得・種別変更手続きを行ってください。

また、退職後厚生年金保険の被保険者または共済組合加入員の被扶養配偶者となる方は、国民年金の第3号被保険者となりますので、配偶者の勤務先を通じて手続きが必要となります。詳細はお問い合わせを。

健康年金課 ④(☎460-9825)

「ピッコロひろば」から

乳幼児交流施設ピッコロひろば内のビデオルーム(コール田無3階)は、ビデオ機器の老朽化により4月24日(木)をもって廃止となります。

5月1日からは、ピッコロひろばご利用の皆さんのランチルームとなります。ランチルームはピッコロひろばと同様に、4歳未満のお子さんと保護者の方が利用できます。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

4月から、「ピッコロハウス」は「ピッコロひろば」に名前が変わりました。

子ども家庭支援センターのどか  
(☎425-3303)



各種申請

市民課から

5月1日から、各種届け出や証明書の発行の際の本人確認をより厳格にさせていただきます。

戸籍法・住民基本台帳法の改正により、戸籍の届出・謄抄本などの請求および住民票の異動届け・写しの請求の際、顔写真付きの証明書や複数の証明書の提示が明記されました。また、届け出の内容や利用の目的を確認するため、関係資料の提示をお願いします。今後も、個人情報保護し正確な事務に努めますので、よろしくをお願いします。

市民課 ④(☎460-9820)

⑤(☎438-4020)

子育て

地域で子育てを応援!

～ファミリーサポートセンターとは～  
地域の中で子どもを預けたい方と、子どもを預かりたい方が会員と

ささえあいネットワーク(高齢者見守りネットワーク)が新たな見守りを始めます!

「ささえあいネットワークとは?」

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるように、地域の住民(ささえあい協力員)・事業所(ささえあい協力団体)・民生委員・地域包括支援センター・市(高齢者支援課)が相互に連携するしくみです。

ささえあい協力員・団体は、近隣や通常の仕事において高齢者の異変に気づいた場合などに、民生委員や地域包括支援センターへ連絡をします。

また、日常生活の中で、挨拶を交わしたり、声かけをしたり、希望する高齢者の家を訪問するなどの活動を、無理のない範囲で行っています。

平成14年度からスタートし、現在は、ささえあいネットワーク協力員334人、協力団体57団体が登録しています(3月現在)。

このささえあいネットワークの活動を一步踏み込んだ形として、平成20年度から新たにささえあいネットワーク訪問協力員の活動を始めます。

「ささえあいネットワーク訪問協力員とは?」

ささえあいネットワーク訪問協力員研修を受けていただき、訪問・見守りを希望する高齢者のお宅を訪問し声かけをしたり、見守ったりする活動です。活動を行ったことは、地域包括支援センターに報告します。



西東京市

高齢者支援課 ⑤(☎464-1311 内線2336)

すでに2月からモデル地域を設け、この活動を行っています。平成20年度には市内全地域で活動を広げていくため、訪問協力員になっていただける市民の方を募集します。

この活動についての詳しい内容は、下記の日程で報告会を行いますので、ぜひご参加ください。

「ささえあいネットワーク訪問協力員モデル事業の報告会」

④時 4月23日(木) 午後2時～4時30分(午後1時30分開場)

④場 保谷こもれびホール

④内 第1部:講演会「地域における住民同士のささえあいについて」淑徳大学総合福祉学部 准教授 山本美香氏

第2部:「栄町地域包括支援センター担当地域における、ささえあいネットワーク訪問協力員モデル事業報告」

西東京市社会福祉協議会、協力市民、栄町地域包括支援センター

④定 250人

④用・④締 高齢者支援課地域支援係へ4月22日(火)までに電話で。

民生委員、ささえあいネットワーク協力員・協力団体の方は、お住まいの地域包括支援センターへお申し込みください。

ささえあいネットワークに関することは地域包括支援センターまたは高齢者支援課地域支援係にお問い合わせください。